

## 公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

### 1 目的

職業安定行政の課題である国民の職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るためには、雇用主が同和問題などの人権問題についての正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行うことが必要である。

このため、岡山県及び市町村等関係行政機関（以下「関係行政機関等」という。）との連携・協力の下、一定規模以上の事業所等について、公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の設置を図り、推進員に対し計画的・継続的な研修等を行い、当該事業所における公正な採用選考システムの確立のために必要な知識、理解及び認識を深めることを目的とする。

### 2 推進員設置対象事業所の選定

(1) 原則として事業所単位で設置するものとする。

ただし、県内に本社（本店）のある事業所にあつては、この限りではない。

(2) 推進員設置対象事業所は、次の基準に該当するものとする。

- ① 従業員規模10人以上の事業所については全事業所に設置すること。
- ② その他公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が推進員を設置することが適当と認められる事業所。

### 3 推進員設置の勧奨

推進員設置の勧奨に当たっては、関係行政機関等との連携の下、文書をもって行うことを原則とするが、雇用主懇談会、求人業務取扱説明会及び求人受付窓口等の機会を十分活用するものとする。

### 4 推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等採用・選考に関する事項について相当の権限を有する者から雇用主が選任することとするが、1事業所につき1人とする。

ただし、事業所の規模等により推進員の補助者を複数選任することも差し支えないものとする。

### 5 推進員の役割

推進員は、国民の就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について中心的な役割を果たすものとする。

- (1) 公正な採用選考システムの確立を図ること。
- (2) 職業安定行政機関との連携に関すること。
- (3) その他当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること。

### 6 推進員研修の実施

岡山労働局及び安定所は、推進員等に対しその役割を果たすために次の研修等を実施するものとし、必要に応じて関係行政機関等の協力を要請するものとする。

(1) 推進員等を対象とした研修

(2) 推進員を設置している雇用主等を対象とした研修

## 7 社内研修の実施指導

(1) 安定所は、推進員を設置している事業所に対し、推進員が中心となり、5の(1)、(3)の項目について雇用主自ら社内研修を計画的に実施するよう、関係行政機関等と連携のうえ、指導を行うものとする。

(2) 社内研修実施の指導は、原則として事業所訪問又は文書により行うものとする。

## 8 推進員設置状況等の報告

(1) 安定所長は、推進員を設置した事業所から推進員選任報告（別紙様式1）の提出を求めるものとする。

(2) 推進員が人事異動等により変更になった場合、安定所長はその都度事業所から（1）と同様、報告を求めるものとする。

(3) 安定所は、事業所から提出された推進員選任報告（別紙様式1）に基づき、文書共有ファイル内に登録されている「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告（新規・変更）（様式2-1）」及び「公正採用選考人権啓発推進員設置事業所各種変更報告（様式2-2）」により岡山労働局職業対策課（以下、「職業対策課」という。）に報告するものとする。

(4) 安定所は、推進員に対する研修を実施した場合は推進員研修実施状況報告（別紙様式4）を翌年度の4月15日までに職業対策課に提出するものとする。

- (5)岡山労働局は、「推進員選任報告書受理用メールアドレス」により受け付けた推進員選任報告書について、推進員名簿に登録を行うとともに管轄安定所に送付することとする。
- (6)岡山労働局は、安定所からの報告を取りまとめ、推進員選任状況報告（別紙様式3）及び推進員研修実施状況報告（別紙様式5）を翌年度の4月末までに厚生労働省に提出するものとする。
- (7)岡山労働局は、安定所及び雇用主からの報告に基づき、推進員設置状況等について取りまとめを行うとともに、企業内研修の実施状況等、必要な情報を安定所に提供することとする。

## 9 その他

- (1)安定所は、推進員と緊密な連携を保ち、当該事業所における従業員採用計画等に関する情報を収集、推進員の活動について適切な助言・指導を行うなど推進員の活用を図るものとする。
- (2)その他必要な事項は、関係行政機関等と協議の上、別に定める。

附則 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

平成14年4月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和5年5月9日一部改正